

一般質問発言通告書

発言順位 9番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和3年11月25日

三島市議会議長 川原 章寛 様

三島市議会議員 14番 野村 諒子

質問事項1	三島市犯罪被害者等支援条例制定への取り組みについて
具体的内容	近年では犯罪件数は減ってきているとはいうものの、予測のつかない犯罪に市民が突然巻き込まれるケースも多く発生し、その被害者は十分な支援が受けられないばかりか、孤立し誹謗中傷等による二次的な被害にあうケースも報告されています。 このような被害者を救済するため、国、地方自治体、国民の責務を明確にして取り組む為の「犯罪被害者等基本法」が、平成16年に制定され、令和3年3月には第4次犯罪被害者等基本計画も策定されています。これを受け三島市でも犯罪被害者等支援条例の制定に向けて準備を進め、市民からの意見も受け付けている段階であるようですが、そこでその進め方について伺います。
	1. この条例で対象とする犯罪被害者の定義とは
	2. 犯罪被害者等支援計画の作成について
	3. 基本的な支援体制の整備について
	4. 適正に支援できる人材の育成について
	5. 市民等の責務の啓蒙、周知について
質問事項2	難病者等の就職支援への取り組み
具体的内容	平成25年4月より障害者総合支援法が施行され、それまでの障害者自立支援法より障害者の定義を広げて難病等が追加されました。その目的は、障害のある人が基本的人権のある個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるように、必要となる福祉サービスに関わる給付や支援を受けることができるように定めた法律として制定されました。 特殊の疾病で障害者手帳を持たない方でも、診断書等によりサービスを受けられることになり、対象となる難病は令和3年11月までに366疾病となっています。 法律の施行から8年が経過し、難病者等の生活の質の向上は図られているのでしょうか。 特に就業意欲を持つ人が働くための支援ができてきているのかどうか、伺います。
	1. 三島市における難病者等の推移と支援について
	2. 難病者等への合理的な配慮への取り組み
	3. 難病者等への就業支援に対する取り組み状況と課題
	4. 難病者等を市職員として採用する場合の留意点と配慮について
質問事項3	高齢者のタブレット端末を活用した生活の質の向上への取り組み
具体的内容	三島市内の高齢化率が高くなり、運転免許証の返納者も増えてきています。自動車を活用する生活から運転免許証を返納した後の生活の変化は、高齢者にとっては外出機会の減少につながり、刺激の少ない生活を続けることでフレイルが進むことにもなります。 そこで、高齢者こそデジタルを活用し、生活の質の向上につなげることが必要ではないかと考えます。DX（デジタルトランスフォーメーション）は、職場だけでなく生活者こそ概念を導入し、障害者や高齢者など生活弱者と言われている人が使いこなすことで、足腰が弱ってきてもその人の興味関心のある分野とつながれば、社会とのつながりや知的好奇心を持ち続けることになり、認知症予防や何歳になっても生産性のある活動も可能になります。そこで、三島市は市の施策として、積極的に高齢者等へのタブレット端末利用普及の取り組みができないか、伺います。
	1. 居場所、通いの場スマホ・タブレットキャラバン派遣事業の趣旨は何か。
	2. 高齢者全体を対象としてのタブレット端末利用普及の取り組みに発展できないか伺う。